

22 その他	1 摳発性有機化合物の室内濃度の測定 1)対象摳発性有機化合物(VOC) 2)測定室 3)測定方法 ※ 簡易測定法による。 VOCの種別 測定方法 ※ホルムアルデヒド・検知紙法・定電位電解法・吸光光度法・ハッピ型採取 ※トルエン・キシレン・パラジクロロベンゼン・スチレン・エチルベンゼン エチルベンゼン ・厚生労働省の標準的測定方法による。 VOCの種別 採取方法 測定方法 ・ホルムアルデヒド・DNPH誘導体化固相吸着/溶媒抽出・高速液体クロマトグラフ法 ・アセトアルデヒド・固相吸着/溶媒抽出法 ・トルエン・固相吸着/溶媒抽出法 ・キシレン・固相吸着/加熱脱着法 ・パラジクロロベンゼン・容器採取法 ・スチレン・ ・エチルベンゼン	24 施工条件 1 工程関係 2 施工時期 施工時間 施工方法 工事を施工しない日 工事を施工しない時間帯 3 他機関との協議 4 工事用地 5 公害対策 6 安全対策 7 その他	※調整無し ・別途工事との工程調整が必要あり 調整項目 資材等の流用 施工順序の調整 ・仮設及び工事用道路等の調整 ・図示による ・その他 () ※制限なし ・制限有り ・制限する工種名 () ・施工時期 (: 日付) ・施工時間 (: 時 ~ 時まで) ・施工方法 () ・有 (年月日) 别紙のとおり) ・無 () ・有 (~ : 别紙のとおり) ・無 () 協議が必要な機関名 () 協議完了見込み時期 () 下記以外は図示等による。 (1)工事車両の駐車場 (構内) (2)資材置き場 (構内) (3)建設発生土(埋戻し、盛り土用)の仮置場所 (構内) ・仮設ヤード ※無し 有り (図示による) ※施工方法の制限なし ・施工方法の制限有り ・騒音 振動 水質 粉じん 排出ガス その他 () ・施工方法 ・指定工法名 () 别途協議による 図示による ・事業損失防止に関する調査 ・騒音測定 振動測定 水質調査 近隣住家の事前・事後調査 地盤沈下測定 ・その他 () ・調査箇所 ・図示による 别途協議 ・調査時期 ・図示による () ・近接公共施設等に対する制限 ・近接公共施設名等 (鉄道 電気 ガス 水道 電話) ・制限を受ける工種 () ※敷地内は禁煙とし、喫煙場所は別途協議による。 ※当該工事現場を使用した技術研修会の開催に関する依頼を受けた場合はこれに協力するものとする。	24 施工条件 1 工程関係 2 施工時期 施工時間 施工方法 工事を施工しない日 工事を施工しない時間帯 3 他機関との協議 4 工事用地 5 公害対策 6 安全対策 7 その他	別表-1の記入上の注意:「※を基本とし、他の発注工種が適用する場合には・を○に変え、※を・に変えること。 また、空欄を適用する場合には○を記入し、※を・に変えること。」 別表-1 設備工事との工事区分表
23 東日本大震災の復旧・復興事業における積算方法等	(1)工本事は元請業者が必要とする共通費における、「共通仮設費のうち仮設建物費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用(以下「実績変更対象間接費」という。)について、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、建築関係工事積算基準(福島県土木部)に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になつた場合は、事前に監督員と協議を行い、協議の結果により実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する「労働者確保に関する算定方法の試行工事」である。 ・賃繕費(共通仮設費における仮設建物費)、労働者送迎費、宿泊費、海上費 ・労務管理費:募集及び解散に要する費用・賃金以外の食事・通勤費等に要する費用・福利厚生等に要する費用・純工事費に含まれない作業用具及び作業被服等の費用・安全、衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用・労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用 (2)木工事の予定価格の算出の基礎とした設計額(建築関係工事積算基準に基づき算出した額)における実績変更対象間接費について、その金額または率に占める割合は次のとおりである。 1)共通仮設費:実績変更対象間接費(賃繕費):設計書に積上げ計上された金額 2)現場管理費に占める、実績変更対象間接費(労務管理費)の割合: % (3)受注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更を希望する場合は、実績変更対象間接費に係る費用を記載した「労働者確保に係る実績報告書(様式1)」及び実績変更対象間接費について実際に支払った全ての証明書類(領収書、領取書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。)を監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。 (4)受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象しない。 (5)発注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者が実績変更対象工事費について実際に支払った額のうち、証明書類において確認された費用から、建築関係工事標準積算基準に基づき算出した額における実績変更対象間接費を差し引いた費用を加算して算出する。 なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって設計変更を行うものとする。 (6)受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。 (7)受注者は、実績変更対象間接費にかかる設計変更について疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。	24 施工条件 1 工程関係 2 施工時期 施工時間 施工方法 工事を施工しない日 工事を施工しない時間帯 3 他機関との協議 4 工事用地 5 公害対策 6 安全対策 7 その他	別表-1の記入上の注意:「※を基本とし、他の発注工種が適用する場合には・を○に変え、※を・に変えること。 また、空欄を適用する場合には○を記入し、※を・に変えること。」 別表-1 設備工事との工事区分表		
福島県建築関係工事特記仕様書		福島県〇〇建設事務所建築住宅課 電話〇〇〇-〇〇〇〇 FAX〇〇〇-〇〇〇〇 住所〇〇市××町△△△1-1	建築士事務所名 設計者氏名	工事名称 印	図面名称 建築工事特記仕様書(8) 図面番号

25 現場環境改善 (快適トイレの設置)	1 内容	<p>① 受注者は、現場環境改善の一環として、工事場所毎に設置するトイレのうち男女別に1基ずつ以下の(1)～(11)の仕様をすべて満たす快適トイレを設置することとする。ただし、快適トイレの設置が困難な場合は監督員と協議する。(12)～(17)の仕様については、満たしていればより快適に出来ると思われる項目であり、必須ではない。</p> <p>【快適トイレに求める標準仕様(全項目必須】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 洋式便座 (2) 洗浄機能(簡易水洗、し尿処理装置付き含む) (3) 負い逆流防止機能(ラッパー機能) (必要に応じて消臭剤等活用し良い対策を取ること) (4) 容易に開かない施錠機能(二重ロック等) (二重ロックの備えがなくとも容易に開かないことを製造者が説明できるもの) (5) 照明設備(電源がなくても良いもの) (6) 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能(耐荷重5kg以上) <p>【快適トイレとして活用するために備える付属品(全項目必須】</p> <ul style="list-style-type: none"> (7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示 (8) 入口の目隠しの設置(男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等) (9) サニタリーポックス(女性専用トイレに必ず設置) (10) 鏡付きの洗面台 (11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品 <p>【推奨する仕様、付属品(任意】</p> <ul style="list-style-type: none"> (12) 室内寸法900mm×900mm以上(面積A=0.81m²以上ではない。幅・奥行き各900mm以上) (13) 搞音装置(機能を含む) (14) 着替え台 (15) 臭気対策機能の多重化 (16) 窓などの室内温度の調整が可能な設備 (17) 小物置き場等(トイレットペーパー予備置き場等) <p>② 受注者は、快適トイレの設置にあたっては、①の内容を満たす参考見書き(標準仕様、付属品の内訳を明示したもの)を添付し、規格・基準等の詳細について監督員と協議の上決定し、快適トイレ仕様チェックシート及び資料等(カタログなど)を施工計画書提出に合わせ提出する。</p> <p>③ 現場事務所等の屋内に設けるトイレには適用しない。</p> <p>快適トイレに要する費用については、当初契約時は計上していない。 月額の支出実績がある資料により、監督員と協議の上、51,000円/基・月を上限とし、設計変更の対象とする。 ただし、運搬費・設置費等は対象外とし、從来品相当額(10,000円/基・月)は差し引ぐものとする。 なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ合計2基までとする。</p>	28 準備期間確保工事	<p>準備期間確保工事における事務処理要領</p> <p>この工事は準備期間確保工事であり、受注者は契約締結日から準備期間(○○日間)内に着工日を任意に設定できる。なお、契約の締結日までに別紙様式により、着工日(工事の始期)を通知すること。また、契約締結後に、受注者の準備が整った場合は、協議のうえ、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。</p> <p>フレックス工事試行要領</p> <p>この工事はフレックス工事であり、受注者は発注者が示した工期までの間で、工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約の締結日までに別紙様式により、工事の始期及び終期を通知すること。</p> <p>着工届は、着工後速やかに提出すること。</p> <p>受注時の「コリンズ登録」は、着工後に監督員の確認を受け、着工後、速やかに登録機関に登録申請しなければならない。</p> <p>施工体制台帳については、福島県元請・下請関係適正化指導要綱第10に基づき、提出すること。</p> <p>準備期間内は、主任技術者又は監理技術者の配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、準備期間内に行う準備は受注者の責任により行るものとする。(準備期間確保工事)</p>	
	2 設置に要する費用	<p>29 再生資源利用計画書</p> <p>再生資源利用計画書</p> <p>受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画書を作成し、施工計画書に含め監督員に写しを提出しなければならない。</p> <p>受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含め監督員に写しを提出しなければならない。</p> <p>受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならぬ。</p>			
26 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る費用	1 内容	1 本工事は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策のため、下記対策に要した費用について、実績変更の対象とする。			
	2 施工計画書	(1)共通費 1 労働者宿舎における密集を避けるための近隣宿泊施設の宿泊費・交通費 2 現場事務所や労働者宿舎等の拡張費用・借地料 3 その他感染拡大防止のために必要と認められる対策に係る費用 (2)現場管理費 1 現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入・リース費用 2 現場に配備する消毒液、赤外線体温計等の購入・リース費用 3 遠隔会議やテレビ会議等のための機器リース費・通信費 4 その他感染拡大防止のために必要と認められる費用			
	3 協議	2 受注者は、上記1の対策を実施する場合は、施工計画書に記載すること。 また、上記1の対策に要した費用について、実績変更を希望する場合は、その旨を実績額の提出に先立ち、工事打合せ簿により監督員と協議すること。			
	4 虚偽の申告	3 受注者は、上記1の対策に要した費用について「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策費用実績報告書(様式-1)」及び実際に支払った全ての証明書類(領収書(原本)、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する簡額計算書など)を監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。 なお、様式1の記載にあたっては以下の事項に留意すること。 (1)現場事務所の拡張費用・借地料については、平時ににおける現場事務所設置費用との差額を記載するものとし、平時ににおける現場事務所設置に要する費用の見書きを添付すること。 (2)労働者宿舎の拡張費用・借地料について「東日本大震災の復旧・復興事業等における労働者宿舎設置に関する試行要領」に基づき労働者宿舎を設置している場合は、拡張に係る費用のみを計上するものとする。労働者宿舎の設置を予定している場合は、感染拡大防止対策を考慮した宿舎設置費用について試行要領に基づき間接費の変更を行ふものとし、感染拡大防止対策に係る費用としての計上は行わない。 4 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び入り参加資格制限等の措置を行う場合がある。			
27 特別措置に基づく市場単価の補正	1 内容	※ 本工事は、新型コロナウイルス感染症の影響下であることを踏まえ、賃金の押し下げができる限り取り除くために市場単価及び補正市場単価の補正をする。			
	2 基準	※ 令和4年度の公共工事設計労務単価における特別措置を踏まえた建築関係工事に適用する市場単価の運用について			